



平成 23 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コード番号)	8 5 0 8)
(上場取引所)	大阪証券取引所 市場第 2 部)
問い合わせ先	取 締 役 黒 田 一 紀
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

新株引受契約解除に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 11 日に開示いたしました「新株引受契約書締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社慶銀貯蓄銀行（本店：韓国・ウルサン市、以下、「慶銀貯蓄銀行」といいます。）が韓国の金融委員会に対して提出する経営改善計画が承認されるなどの諸条件が満たされることを条件として、慶銀貯蓄銀行の株式を取得し当社の子会社とすることを予定しておりましたが、同行が金融委員会より平成 23 年 8 月 5 日付で営業停止処分を含む新たな経営改善命令等の措置を受けたため、本日、新株引受契約を解除することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 新株引受契約解除の理由

慶銀貯蓄銀行は、金融委員会より、平成 23 年 8 月 5 日付で 6 カ月間の営業停止処分、役員の職務執行停止処分を含む経営改善命令を受けております。

当社は、本件事態を受け、今後の対応について慎重に検討いたしました結果、慶銀貯蓄銀行の資産劣化が見込まれることから当社と慶銀貯蓄銀行との間で締結した新株引受契約を解除することが望ましいと判断し、本日、慶銀貯蓄銀行に対し、解除通知を行ったものであります。

2. 今後の見通し

本件、新株引受契約解除が当期業績に与える影響は軽微であります。

当社は、本年 4 月 1 日にネオラインクレジット貸付株式会社（本社：韓国・ソウル市）を子会社化し、韓国における金融事業の展開を主要な事業の一つと位置付けております。この方針については、今後も何ら変わりありませんので、韓国における事業基盤の強化、拡大の観点から、同種の事案（貯蓄銀行の株式取得による子会社化）を含め、具体的な事案が生じた場合には、適宜検討して参りたいと考えております。

以 上